

# 環境トピックス

問い合わせ先

環境課 ☎ 32-8898



## 6月は「環境月間」です

6月5日は環境の日です。これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めています。



## 斎場使用料補助金のご案内

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金を交付します。まず管外料金を全額支払っていたいただき、補助金申請・請求後に補助金が交付されます。

### ■対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民で

あること

### ■対象施設

全国全ての斎場での火葬及び待合室が対象になります。

※「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

### ■補助額

火葬については1体につき58,800円、待合室については1室1回につき16,510円を限度に補助金が交付されます。式場等については管外料金と管内料金の差額になります。

### ■申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し環境課（新庁舎）へご提出ください。  
 〇石橋地区の方…全ての斎場  
 〇国分寺・南河内地区の方…小山聖苑以外の斎場

## アスベスト被害への安全対策は万全ですか？ ～建築物の解体・改造・補修を行う事業者へ～

建物には、断熱や耐火被覆のための吹付材が、天井や壁に使われ、その中にアスベストが含まれていることがあり、アスベストが含まれた露出吹付材などが、損傷・劣化して、大気中にアスベストの繊維が飛散すると、肺がんや中皮腫などを引き起こす恐れがあります。

そのため、大気汚染防止法において、解体等工事の受注者又は自主施工者は、建築物または工作物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することなどが義務づけられています。

また、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に都道府県等に届出を行い、石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）を講じることが義務づけられています。



### 規制の対象となる作業

石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象となります。

特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）のことです。

※なお、これらに該当しない、いわゆる石綿含有成形板等については、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしによる取り外しを行うなど、飛散防止に十分留意することが必要です。

（労働安全衛生法、石綿障害予防規則）

詳しくは、環境課HPをご覧ください。  
 （環境課環境政策グループ ☎(32)8898）